

○国土交通省令第 号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）及び貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百九十一号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する同法第十二条第一項、同項第三号及び第三項、第二十四条第二項及び同項第三号、第二十四条の二第一項、第二十四条の三第三項、第二十四条の五第一項及び第五項第二号並びに第六十条第一項、第六十七条並びに第十九条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項並びに貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号）第二条第四項及び第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第一条 貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 貨物利用運送事業者に関する特例 (第三十五条―第三十五条の十三)</p> <p>第六章・第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第十三条の十五 法第二十四条の五第五項第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
改正前	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第五章 貨物利用運送事業者に関する特例 (第三十五条―第三十五条の五)</p> <p>第六章・第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第十三条の十五 法第二十四条の五第六項第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。</p> <p>(法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)</p> <p>第三十三条の四 第十三条の五の規定は、令第一条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。</p> <p>(法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第三十三条の五 令第一条第三項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の六第一項各号に掲げる方法とする。</p> <p>2 第十三条の六第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。</p>

(法第三十六条第二項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準)

第三十三条の四 (略)

(書面の交付)

第三十五条 法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第十二条第一項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の三第一項各号に掲げる場合とする。

2 法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第十二条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、第十三条の三第二項各号に掲げるものとする。

3 第十三条の三第三項の規定は、真荷主及び第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者(法第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。)が法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第十二条第一項の規定により書面を交付した場合について準用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十五条の二 法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第十二条第三項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の四第一項各号に掲げる方法とする。

2 第十三条の四第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

(書面の交付)

第三十五条の三 法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の七第一項に規定する場合とする。

2 法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する

(法第三十六条第二項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準)

第三十三条の六 (略)

(新設)

(新設)

(書面の交付)

第三十五条 法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の七第一項に規定する場合とする。

2 法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項第三号の

法第二十四条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、第十三条の七第二項各号に掲げるものとする。

3 第十三条の七第三項の規定は、第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者が法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合について準用する。

(法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第三十五条の四 第十三条の八の規定は、令第二条第四項及び第五項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。

(法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第三十五条の五 令第二条第四項及び第五項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の九第一項各号に掲げる方法とする。

2 (略)

(運送利用管理規程を定める第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者の行う利用運送の規模)

第三十五条の六 法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、第十三条の十に規定する規模とする。この場合において、同条中「貨物自動車利用運送」とあるのは、「利用運送（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第一項に規定する利用運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約による

国土交通省令で定める事項は、第十三条の七第二項各号に掲げるものとする。

3 第十三条の七第三項の規定は、第一種貨物利用運送事業者が法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合について準用する。

(法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第三十五条の二 第十三条の八の規定は、令第二条第四項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。

(法第三十七条第一項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第三十五条の三 令第二条第四項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の九第一項各号に掲げる方法とする。

2 (略)

(新設)

ものを除く。)をいう。第三十五条の七において準用する次条第一項において同じ。)と読み替えるものとする。

(運送利用管理規程の届出)

第三十五条の七 第十三条の十一の規定は、法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の二第一項の規定による運送利用管理規程の作成又は変更の届出について準用する。この場合において、第十三条の十一第一項中「貨物自動車利用運送」とあるのは、「利用運送」と読み替えるものとする。

(運送利用管理者の選任及び解任の届出)

第三十五条の八 第十三条の十二の規定は、法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の三第三項の規定による運送利用管理者の選任又は解任の届出について準用する。

(実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量の下限)

第三十五条の九 法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の五第一項の国土交通省令で定める重量は、第十三条の十三に規定する重量とする。

(実運送体制管理簿を真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに作成することを要しない場合)

第三十五条の十 法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の五第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、第十三条の十四に規定する場合とする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三十五条の十一 法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する法第二十四条の五第五項第二号の国土交通省令で定める方法は、第十三条の十五に規定する方法とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(法第三十七条の二第三項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準)

第三十五条の十二 (略)

(輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請)

第三十五条の十三 (略)

(権限の委任)

第四十二条 (略)

一〇十二 (略)

十三 法第二十四条の二第一項の規定による届出の受理(特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。)(法第三十七条第一項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)

十四 法第二十四条の三第三項の規定による届出の受理(特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。)(法第三十七条第一項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)

十五〇二十七 (略)

2・3 (略)

4 法第三十六条第二項において準用する法第二十二条及び法第二十五条第二項の命令、法第三十九条の二第五項の規定による通知の受理及び同条第六項の規定による通知(いずれも貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。)、法第六十条第一項(法第三十七条第一項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、第二項(地方実施機関に係る部分に限る。)、第四項(法第三十七条第一項又は法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、及び第五項

(法第三十七条の二第三項において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準)

第三十五条の四 (略)

(輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可の申請)

第三十五条の五 (略)

(権限の委任)

第四十二条 (略)

一〇十二 (略)

十三 法第二十四条の二第一項の規定による届出の受理(特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。)

十四 法第二十四条の三第三項の規定による届出の受理(特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。)

十五〇二十七 (略)

2・3 (略)

4 法第三十六条第二項において準用する法第二十二条及び法第二十五条第二項の命令、法第三十九条の二第五項の規定による通知の受理及び同条第六項の規定による通知(いずれも貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。)、法第六十条第一項(法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、第二項(地方実施機関に係る部分に限る。)、第四項(法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、及び第五項(地方実施機関に係る部分に限る。))に規定する

(地方実施機関に係る部分に限る。)に規定する国土交通大臣の権限並びに法第六十五条第一項の勧告(貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。)及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

附 則

(権限の委任)

第六条 法附則第一条の二及び第一条の二の二に規定する国土交通大臣の権限(貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。)は、地方運輸局長も行うことができる。

2 法附則第一条の二及び第一条の二の二に規定する国土交通大臣の権限(貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。)は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

国土交通大臣の権限並びに法第六十五条第一項の勧告(貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。)及び当該勧告に係る同条第二項の意見の聴取は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

附 則

(権限の委任)

第六条 法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限(貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。)は、地方運輸局長も行うことができる。

2 法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限(貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。)は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

(貨物自動車運送事業報告規則の一部改正)

第二条 貨物自動車運送事業報告規則(平成二年運輸省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条第一項及び法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。</p> <p>(臨時の報告)</p> <p>第三条 貨物自動車運送事業者、第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者（法第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。）は、前二条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
改正前	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。</p> <p>(臨時の報告)</p> <p>第三条 貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者は、前二条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）	
<p>(略)</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）</p>	<p>(略)</p> <p>第二十四条の五第一項（第三十五条第六項、第三十七条第一項及び第三十七條の二第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）</p>	<p>(略)</p> <p>第十三条の三第三項（第三十条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の七第三項（第二十六条第三項及び第三十五条の三第三項において準用する場合を含む。）</p>

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）	
<p>(略)</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）</p>	<p>(略)</p> <p>第二十四条の五第一項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）</p>
<p>(略)</p> <p>貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）</p>	<p>(略)</p> <p>第十三条の三第三項（第三十条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の七第三項（第二十六条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者である者についてこの省令による改正後の貨物自動車運送事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第三十五条の七において準用する新施行規則第十三条の十一第一項の規定の適用については、同項中「年度の翌年度」とあるのは「年度（令和七年四月一日以降の期間に限る。）の翌年度」とする。